（別紙２）武力攻撃事態等における情報収集、報告等について

Ⅰ　総則

武力攻撃事態等に際して、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、適時・適切な情報の収集に努めるものとする。また、平素から、武力攻撃事態等において、円滑に情報収集し、取りまとめ、報告等ができるよう体制整備に努めるものとする。

Ⅱ　情報収集について

１　平素からの備え

農林水産省は、平素から、武力攻撃事態等において、円滑に情報収集が行えるよう、職員の住所、連絡先及び緊急の連絡先を含む名簿を整理しておくとともに、管理する設備及び施設に関する資料を整理しておくものとする。

また、平素から、都道府県、所管業界、所管法人等との連絡体制の整備に努めるものとする。

２　武力攻撃事態等において情報収集する事項

武力攻撃事態等において、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、都道府県、市町村、関係機関等と協力しながら、次の情報を収集するものとする。

⑴　武力攻撃等による本省、地方農政局等その他農林水産省の機関の被災状況

①　職員及びその同居家族の安否

被災地及び避難指示地域における職員並びにその同居家族の安否について、本省においては大臣官房が、その他の機関においてはそれぞれ所管する部署が、確認を行う者の安全確保に配慮しつつ、確認するよう努めるものとする。

②　所管する施設の被災状況

被災地及び避難指示対象地域にある庁舎について、本省においては大臣官房が、その他の機関においてはそれぞれ所管する部署が、確認を行う者の安全確保に配慮しつつ、被災状況を確認するものとする。

また、庁舎以外の国営農業用ダム、国有林野、漁業取締船等農林水産省が管理する施設、設備等については、それぞれ所管する部署が、その被災状況について、確認を行う者の安全確保に配慮しつつ、確認・情報収集に努めるものとする。

⑵　武力攻撃等による農林水産業その他の所管業界及び所管法人の被災状況

①　農林水産業の被災状況

本省及び地方農政局等の所管部署は、都道府県等の協力を得て、農林水産業の被災状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、その情報収集に努めるものとする。

②　所管業界の被災状況

本省及び地方農政局等の所管部署は、関係業界団体等の協力を得て、所管業界の被災状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、その情報収集に努めるものとする。

③　所管法人の被災状況

本省及び地方農政局等の所管部署は、所管の独立行政法人、認可法人、特殊法人及び公益法人の本部、支所等の被災状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、その情報収集に努めるものとする。

⑶　国民保護措置の実施状況等

本省、地方農政局等その他農林水産省の機関は、その国民保護措置の実施状況について、取りまとめを行う者の安全確保に配慮しつつ、取りまとめるものとする。

また、本省及び地方農政局等は、その所管法人、所管業界等が実施する国民保護措置又は国等が実施する国民保護措置への協力措置の実施状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、可能な範囲で、その情報収集に努めるものとする。

３　情報の報告経路

本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関が収集した情報について、別に定める様式に従い、本省各部局にあっては本省対策本部まで、地方農政局等その他農林水産省の機関にあってはそれぞれ本省の所管部局を経由して本省対策本部まで報告するものとする。

報告は迅速を旨とし、ファクシミリ等により送付するものとする。ただし、ファクシミリ等の使用が困難又は不能の場合は、その他の手段により文書によらないで報告することができるものとする。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日

経済産業大臣　林　　幹雄
資源エネルギー庁長官　日下部　聡
中小企業庁長官　豊永　厚志

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節を次のように改める。

第２節　用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりとする。

・武力攻撃事態等　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
・武力攻撃事態　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第２条第２号に規定する武力攻撃事態
・武力攻撃予測事態　事態対処法第２条第３号に規定する武力攻撃予測事態
・緊急対処事態　事態対処法第22条第１項に規定する緊急対処事態
・武力攻撃　事態対処法第２条第１号に規定する武力攻撃
・武力攻撃災害　国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害
・国民保護措置　国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置
・緊急対処保護措置　国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処保護措置
・武力攻撃原子力災害　国民保護法第105条第７項第１号に規定する武力攻撃原子力災害
・事態対策本部　事態対処法第10条第１項の事態対策本部
・武力攻撃事態等現地対策本部　国民保護法第24条第２項の武力攻撃事態等現地対策本部
・緊急対処事態対策本部　事態対処法第23条第１項の緊急対処事態対策本部
・指定行政機関　事態対処法第２条第５号に規定する指定行政機関
・指定公共機関　事態対処法第２条第７号に規定する指定公共機関
・指定地方行政機関　事態対処法第２条第６号に規定する指定地方行政機関
・指定地方公共機関　国民保護法第２条第２項に規定する指定地方公共機関
・生活関連等施設　国民保護法第102条第１項の生活関連等施設

第２章第２節１⑴を次のように改める。

１　経済産業省国民保護対策本部

⑴　経済産業省国民保護対策本部の設置

武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部が設置されたときは、直ちに、経済産業大臣を長とする経済産業省国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、国民保護対策本部は、速やかに、国民保護対策本部を設置した旨を、事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。